

京都府介護・福祉人材づくり派遣事業（第6次）実施要領

1 目的

京都府内の介護保険サービスその他の福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）が、当該事業所に従事する介護職員等（以下「現任介護職員等」という。）に研修等を受講させる場合に、介護・福祉の仕事に関心のある求職者（以下「求職者」という。）を現任介護職員等の代替職員として事業所に派遣することで、現任介護職員等の資質向上を図るとともに、派遣雇用を通じた求職者の就業の機会を確保し、さらに派遣期間中に介護職員としての必要な経験や技能を習得させることにより、介護・福祉事業所への定着を図ることを目的とする。

2 実施主体

京都府

3 事業の委託

京都府は、府が適当と認めた労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に規定する一般労働者派遣事業者であるマンパワーグループ株式会社（以下「派遣会社」という。）に委託して、本事業を実施する。

4 対象となる事業所等

（１）対象となる事業所は、京都府内に所在する次に掲げる事業所であって、派遣期間中に現任介護職員等が対象となる研修に参加する期間が含まれ、かつ、派遣期間終了後、派遣職員を原則正職員として直接雇用する意思があり、さらに「きょうと福祉人材育成認証制度」の宣言事業所及び認証事業所を基本とする。

① 京都府内に所在する事業所であって、次のいずれかに該当するもの

- ・ 介護保険法に基づく指定介護サービス事業者・施設
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供する事業所・施設
- ・ その他介護職員等の配置が必要とされている社会福祉施設

② 派遣期間中に直接雇用職員を研修に参加させる事業所

③ 派遣期間終了後に原則正職員として直接雇用する意思を有する事業所

（２）研修に参加する現任介護職員等の職種は、介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等の直接処遇職員とする。ただし、医師、事務職、栄養士、調理員は除く。

（３）上記（１）に規定する参加の対象となる研修は、以下のとおり。

①事業所が、現任介護職員等の資質向上を図るため、次の研修等に参加させる場合

- ア 実務者研修（介護職員基礎研修）、介護職員初任者研修（訪問介護に関する２級課程）
- イ ユニットケアリーダー研修
- ウ 認知症介護実践研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、認知症介護指導者研修
- エ 介護福祉士国家試験受験対策講座等

オ 介護支援専門員研修等

カ サービス提供責任者実務者研修

キ 国、府、市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

ク その他介護職員等の資質向上に有益であると判断される研修であって府が適当と認める研修

※ 研修等は事業所を離れて行うものに限らず、事業所内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技形式等いずれも可能。また、研修等の実施主体は事業所自らが実施する研修等でも可能。ただし、OJTは対象とならない。

②外部機関・団体からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合

5 派遣職員の雇用対象者

- (1) 派遣職員としての雇用対象者は、介護・福祉の仕事に関心のある求職者で介護関係の資格を有していない者とする。
- (2) 求職者とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っている者をいう。ただし、公共職業安定所への求職申込みの有無は問わない。
- (3) 介護関係の資格とは、介護員養成研修（訪問介護に関する1級課程、介護職員基礎研修課程）修了及び介護福祉士とし、介護職員初任者研修課程（訪問介護に関する2級課程修了者）は含まない。

6 派遣職員の雇用予定数

80人程度

7 派遣会社による派遣職員の雇用条件等

- (1) 派遣職員の雇用期間は、平成26年3月25日までの連続した5ヶ月以内とする。
- (2) 派遣職員の給与は月払いとし、1時間当たりの支給額は、1,000円とする。
ただし、派遣開始時点において訪問介護に関する2級課程修了者については、1時間当たりの支給額は、1,100円とする。
また、派遣期間中の研修参加については、時給760円とする。
- (3) 通勤手当については、1月当たり10,000円を上限として支給する。
- (4) 派遣会社は、派遣労働者の雇用に当たっては、社会保険、雇用保険等への加入を行う。
- (5) 派遣職員の1ヶ月当たりの勤務日(標準21日/1月当たり)は、派遣先の事業所等の勤務体制に合わせて決定する。
- (6) 派遣職員の1日の勤務時間・休憩時間は、原則として、派遣先事業所等の日勤の勤務時間(原則8時間)に合わせて決定する。
- (7) 派遣職員の夜勤については、配属当初3ヶ月は不可とし、4ヶ月目以降については、派遣職員と派遣先事業所との協議により週1回程度を上限に可能とする。
- (8) 派遣職員が従事する業務は、研修に派遣する現任介護職員等が現に従事する業務も含め、原則として当該事業所における介護補助業務とする。

8 派遣職員の募集、選考及び登録

- (1) 派遣会社は、公募に当たっては、ハローワーク、京都府福祉人材・研修センター、京都ジョブパーク等と連携し実施するとともに、地域特性に応じた募集を行うものとする。

なお、文書による募集、直接募集等を行う場合にあっては、募集の公開を図るものとする。

- (2) 派遣会社は、選考の結果、介護職員として相応しい者を、一般労働者派遣（登録型派遣）による登録者（以下「登録者」という。）として登録する。
- (3) 派遣会社は、過年度等の京都府介護・福祉人材づくり派遣事業において、登録者として選考及び登録済みで、かつ、派遣が未決定である者については、本人から同意書（任意様式）をとることを条件に、本事業登録者としてみなすことができる。

9 派遣職員の派遣に係る手続等

- (1) 本事業により、派遣職員の派遣を希望する事業所は、「申込書」（第1号様式）に「研修計画書」（様式1）及び「求人依頼票」（様式2）を添付して、派遣会社に提出する。
- (2) 派遣会社は、可能な限り、職場体験事業を経て、登録者の意向を確認する。
- (3) 派遣会社は、事業所が行う書類選考、面接及び職場体験事業等により、事業所の意向を確認する。
- (4) 事業所と登録者の双方の合意を得られた場合には、派遣会社は派遣を決定し、事業所に通知する。
- (5) 派遣会社は、派遣が決定した場合において、派遣先事業所との間で労働者派遣契約を、派遣が決定した登録者との間で雇用契約をそれぞれ締結し、登録者を派遣職員として派遣先事業所へ派遣する。
- (6) 労働者派遣契約に伴う派遣料金については府が負担するものとし、派遣会社は、派遣先事業所から派遣料金の支払いは求めないものとする（休業手当・解雇予告手当を除く）。
- (7) 派遣職員の派遣を受けた事業所は、派遣職員の派遣受入終了後、原則として1ヶ月以内に、「派遣報告書」（第2号様式）に、「研修実績書」（様式3）を添付して派遣会社に提出しなければならない。

10 派遣職員に対する研修等

- (1) 派遣会社は、派遣職員に対し、以下の研修等を受講させる。
 - ア 派遣前基礎研修：導入研修・社会人基礎研修（3日）、介護基礎研修（2日）
 - イ 派遣期間中：介護職員初任者研修、資質向上研修（5日）、
ブラッシュアップ研修（3日）（訪問介護に関する2級課程を派遣前に修了している派遣職員のみを対象）
ステップアップ研修（1日）（障害者施設での派遣職員を対象）
- (2) 派遣先事業所は、本事業の目的を踏まえ、派遣職員の上記（1）ウの研修への参加について配慮すること。
- (3) 派遣職員と派遣先事業所との協議により、勤務時間外における職場研修等への派遣職員の参加について、週2時間程度を上限に可能とする。

11 事業所に対する取組

派遣会社は、事業所に対して、以下の取組を実施する。

- (1) 本事業の主旨・意図、派遣システム及び紹介予定派遣の仕組みなどの説明のため、事業説明会を実施するものとする。
- (2) 人材育成・定着に関する研修を実施するものとする。
- (3) 人材育成支援セミナーや人事コンサルティングセミナー等を行うものとする。

(4) 事業所職員向けの研修等を実施し、派遣先事業所の職場環境の改善を図ること。

12 その他

派遣会社及び派遣先事業所は、労働者派遣法その他の関係法令を遵守するものとする。

附 則

この要領は、平成25年6月29日から施行する。